4　罰則について、次のとおり見直しを行うこととした。

㈠　脱税犯に係る法定刑の引上げ

脱税犯に係る懲役刑の上限を一〇年（改正前五年）に、罰金刑の上限（定額部分）を一、〇〇〇万円（改正前五〇〇万円）にそれぞれ引き上げる。（第六八条関係）

㈡　秩序犯に係る法定刑の引上げ等

(1)　義務的修正申告書を提出しなかった者について申告書不提出犯（一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金）の対象とする。（第六九条関係）

(2)　秩序犯に係る罰金刑の上限を五〇万円（改正前二〇万円）に引き上げる。（第六九条及び第七〇条関係）

㈢　税務職員の守秘義務違反に対する罰則の見直し

国税通則法に国税の調査等に関する事務に従事している者又は従事していた者の守秘義務違反に対する統一的な罰則規定を設けることに伴う所要の整備を行う。（旧相続税法第七二条関係）

四　地価税法の一部改正関係（第四条関係）

罰則について、次のとおり見直しを行うこととした。

㈠　脱税犯に係る法定刑の引上げ

脱税犯に係る懲役刑の上限を一〇年（改正前五年）に、罰金刑の上限（定額部分）を一、〇〇〇万円（改正前五〇〇万円）にそれぞれ引き上げる。（第三九条関係）

㈡　秩序犯に係る法定刑の引上げ

秩序犯に係る罰金刑の上限を五〇万円（改正前二〇万円）に引き上げる。（第四〇条及び第四一条関係）

㈢　税務職員の守秘義務違反に対する罰則の見直し

国税通則法に国税の調査等に関する事務に従事している者又は従事していた者の守秘義務違反に対する統一的な罰則規定を設けることに伴う所要の整備を行う。（旧地価税法第四二条関係）

五　消費税法の一部改正関係（第五条関係）

1　事業者免税点制度の適用の見直し

次の期間（簡易課税制度の適用を受ける課税期間を除く。）中に調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合には、当該仕入れ等の日の属する課税期間から当該課税期間の初日から三年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、事業者免税点制度を適用しないこととした。（第九条及び第一二条の二関係）

㈠　課税事業者を選択することにより事業者免税点制度の適用を受けないこととした事業者の当該選択の強制適用期間

㈡　資本金一、〇〇〇万円以上の新設法人の設立当初の基準期間がない事業年度

2　簡易課税制度の適用の見直し

右記1により事業者免税点制度を適用しないこととされた課税期間については、簡易課税制度の適用を受けられないこととした。（第三七条関係）

3　罰則について、次のとおり見直しを行うこととした。

㈠　脱税犯に係る法定刑の引上げ

脱税犯に係る懲役刑の上限を一〇年（改正前五年）に、罰金刑の上限（定額部分）を一、〇〇〇万円（改正前五〇〇万円）にそれぞれ引き上げる。（第六四条関係）

㈡　秩序犯に係る法定刑の引上げ等

(1)　申告書不提出等の秩序犯に係る罰金刑の上限を五〇万円（改正前二〇万円）に引き上げる。（第六五条及び第六六条関係）

(2)　検査忌避等の秩序犯について、一年以下の懲役刑を設けるとともに、罰金刑の上限を五〇万円（改正前二〇万円又は一〇万円）に引き上げる。（第六五条関係）

㈢　税務職員の守秘義務違反に対する罰則の見直し

国税通則法に国税の調査等に関する事務に従事している者又は従事していた者の守秘義務違反に対する統一的な罰則規定を設けることに伴う所要の整備を行う。（旧消費税法第六九条関係）

六　酒税法の一部改正関係（第六条関係）

罰則について、次のとおり見直しを行うこととした。

㈠　脱税犯に係る法定刑の引上げ

脱税犯に係る懲役刑の上限を一〇年（改正前五年）に、罰金刑の上限（定額部分）を一〇〇万円（改正前五〇万円）にそれぞれ引き上げる。（第五四条及び第五五条関係）

㈡　秩序犯に係る法定刑の引上げ等

(1)　申告書不提出等の秩序犯に係る罰金刑の上限を五〇万円（改正前二〇万円）に引き上げる。（第五六条関係）

(2)　検査忌避等の秩序犯について、一年以下の懲役刑を設けるとともに、罰金刑の上限を五〇万円（改正前二〇万円又は五万円）に引き上げる。（第五八条関係）

(3)　科料規定を廃止する。（旧酒税法第五九条及び第六〇条関係）

七　たばこ税法の一部改正関係（第七条関係）

1　たばこ税の税率について、次の措置を講ずることとした。

㈠　製造たばこ（特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこ及び専売納付金制度下において三級品とされていた紙巻たばこを除く。）に係る税率を五、三〇二円／一、〇〇〇本（改正前三、五五二円／一、〇〇〇本）に引き上げる。（第一一条関係）

㈡　特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係る税率を一万一、四二四円／一、〇〇〇本（改正前七、九二四円／一、〇〇〇本）に引き上げる。（第一一条関係）

㈢　専売納付金制度下において三級品とされていた紙巻たばこに係る税率を二、五一七円／一、〇〇〇本（改正前一、六八六円／一、〇〇〇本）に引き上げる。（附則第二条関係）

2　罰則について、次のとおり見直しを行うこととした。

㈠　脱税犯に係る法定刑の引上げ

脱税犯に係る懲役刑の上限を一〇年（改正前五年）に、罰金刑の上限（定額部分）を一〇〇万円（改正前五〇万円）にそれぞれ引き上げる。（第二八条関係）

㈡　秩序犯に係る法定刑の引上げ等

秩序犯について、一年以下の懲役刑を設けるとともに、罰金刑の上限を五〇万円（改正前二〇万円又は一〇万円）に引き上げる。（第二九条関係）

3　その他

平成二二年一〇月一日において、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で、製造たばこを販売するため一定数量以上所持する者に対して、手持品課税を行うこととした。（附則第三九条関係）

八　揮発油税法の一部改正関係（第八条関係）

罰則について、次のとおり見直しを行うこととした。

㈠　脱税犯に係る法定刑の引上げ

脱税犯に係る懲役刑の上限を一〇年（改正前五年）に、罰金刑の上限（定額部分）を一〇〇万円（改正前五〇万円）にそれぞれ引き上げる。（第二七条関係）

㈡　秩序犯に係る法定刑の引上げ等

(1)　秩序犯について、一年以下の懲役刑を設けるとともに、罰金刑の上限を五〇万円（改正前一〇万円又は五万円）に引き上げる。（第二八条関係）

(2)　科料規定を廃止する。（旧揮発油税法第二八条及び第二九条関係）

九　地方揮発油税法の一部改正関係（第九条関係）

罰則について、次のとおり見直しを行うこととした。

㈠　脱税犯に係る法定刑の引上げ

脱税犯に係る懲役刑の上限を一〇年（改正前五年）に、罰金刑の上限（定額部分）を一〇〇万円（改正前五〇万円）にそれぞれ引き上げる。（第二七条関係）

㈡　秩序犯に係る法定刑の引上げ等

(1)　秩序犯について、一年以下の懲役刑を設けるとともに、罰金刑の上限を五〇万円（改正前一〇万円又は五万円）に引き上げる。（第二八条関係）

(2)　科料規定を廃止する。（旧地方揮発油税法第一五条の二関係）